

① 「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」のモデル事例の育成

プチヴェールのブランド化

J Aあいち尾東の管内では、芽キャベツとケールを掛け合わせた新野菜プチヴェールのブランド化に取り組んでおり、生食だけでなく、同J Aの子会社の㈱尾東農産はプチヴェール酢（リンゴ味）やプチヴェールのパウダーを練り込んだうどん等、加工品の開発や販売も行っています。

このプチヴェールの認知度向上を図るため、平成25年9月5日に「食と緑あいちブランド創出委員会」で効果的なPR方法、加工品に取り組む際のポイントなどについて3名の専門委員よりアドバイスを受けました。

具体的には、マスコットキャラクターの『ヴェールちゃん』を貼付するなど統一的な表示で、イメージの構築を図ること、地元業者と連携して多彩な商品構成を作り上げることなどの助言がありました。

この助言を受け、㈱尾東農産は11月に『ヴェールちゃん』シールを貼付した乾麺タイプのうどんを新たに販売したのを始め、同J Aのプチヴェール部会では2月15、16、22日の3日間、プチヴェールやその加工品の試食会を同J Aのグリーンセンター等8カ所で実施しました。試食会では、イエローでイメージ統一し、マスコットキャラクターの『ヴェールちゃん』をあしらったのぼりやブルゾンを活用し、イメージアップを図りました。期間中、およそ1,000の方に試食をしてもらい、プチヴェールの感想や反応を聞くことができ、あわせてプチヴェールの魅力を広く消費者にアピールすることができました。*

今後、品揃え充実のため、26年度にはウメ味の「プチヴェール酢」を新発売するとともに、のぼりを同J Aのグリーンセンター等に常設し、ヴェールちゃんシールもプチヴェール商品に貼付することにより継続してPRを図ることとしています。



J A あいち尾東グリーンセンターでの試食会



ヴェールちゃんマークの入った加工品（乾麺タイプのうどん）

*農政課ではブランド化の取組に対し、愛知県農業振興基金の助成事業を紹介し、申請を支援しました。

② 基幹経営体*¹の育成

人・農地プランを分割して農地集積を目指す

稲沢市は、平成 25 年 3 月に市全域で「人・農地プラン*²」を作成しましたが、広範囲のプランでは、プランの最大の目的である「農地集積」の話し合いをスムーズに行うことが容易でないため、J A の営農支店単位の 7 地域にプランを分割しました。

これに先立ち、市全域の認定農業者等を集め、地域ごとのプランの作成方針について話し合いました。

現在、新規就農者への給付金事業や農業用機械・施設整備の補助事業について、プランに位置づけて積極的に取り組んでいますが、今後はそれぞれの地域で、地図を広げながら集積の話し合いも行う予定です。

また、平成 26 年度から新設される「農地中間管理機構*³」に農地を預け、担い手への集積を進めていく予定です。



認定農業者等を集めた話し合い

新規参入者受け入れによる玉葱採種組合の活性化

一宮市木曾川地域の木曾川玉葱採種組合は、最盛期には 30 名を超える組合員が在籍していました。しかし、都市化と高齢化によって組合員数が一時期は 5 名まで減少し、存続が危ぶまれるまでになりました。

そうした中、本人の就農希望と採種組合員の意向がうまく合致し、4 年前に地元在住の非農家出身者が新たに組合員となりました。就農当初は農業の基本も分からず、定植苗の半分以上が枯れるなどの苦労もありましたが、組合員の厳しく時には優しい指導や、市、J A、農業改良普及課等の支援の結果、現在では栽培も軌道に乗り、他の組合員から一人前と認められるようになってきました。組合にも活気が戻り、新たな就農希望者も現れました。今後とも、新規就農による組合の活性化が期待されます。



ベテランから指導を受ける若手生産者

*¹ 基幹経営体は、本県の農業を支える基幹的な担い手として位置付ける経営体で、推定年間農業所得が 1,400 万円以上の企業的経営体と 800 万円以上の家族経営体を指します。

*² 「人・農地プラン」は、地域の話し合いにより作成する、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

*³ 「農地中間管理機構」は、農地の集積・集約化を目的とし、土地所有者から借受け、担い手へ貸し付ける、県単位の機関です。

③ 新規農業就業者の確保

尾張農起業支援センターでの就農相談実施状況

農業改良普及課では平成 24 年 4 月に農起業支援センター(以下、センター)を設置しました。センターでは、就農希望者に対して情報提供や助言を行い、計画的に就農できるように支援をしています。

平成 25 年度の相談件数実績は個人 62 人(延べ 141 回)、企業 13 社(延べ 15 回)です。

就農希望者は、実家が農家でない新規参入希望者の割合が高く、相談では農業の実態や必要となる知識・技術等の情報提供をしています。また、平成 24 年度から始まった青年就農給付金や農地確保、資金に関しては、市町・JA と連携しながら就農に結びつこうに努力しています。

平成 25 年度には 21 名が新規就農し、また 11 名が就農計画の作成や農業等での研修など就農に向けた準備を行っています。今後も、これらの人が農業に定着できるように、技術・営農に関する支援を行っていきます。



就農相談

モモ栽培サポーター養成講座始まる

小牧市、春日井市のモモ栽培は明治時代から始まり、歴史ある産地ですが、高齢化の進展により生産者が減少しています。そこで、モモ栽培に関心がある市民を対象に、モモ栽培を手伝うことができる人材を育成することを目的に「モモ栽培サポーター養成講座」を平成 25 年 4 月に新たに開講しました。市の公募により集まった 14 名が受講し、モモ栽培で重要な摘果、袋掛け、収穫、整枝剪定などの管理作業について、農業改良普及課が講師を務めて座学と実習を通じて学びました。

延べ 12 回の講座での受講生の出席率は 75%と高く、モモ栽培技術の習得に高い意欲が感じられました。修了生の一部は、2 年目(平成 26 年度)の「栽培実践コース」に取り組み、さらなる技術の向上を目指すこととなっています。

近隣では平成 24 年 3 月より犬山市で栽培サポーター養成講座が開設されており、尾張管内のモモの主要産地では、栽培サポーター養成による新たな担い手確保を目指す果樹産地の体制が整いつつあります。



摘果の説明をする普及指導員

④ 耕作放棄地の再生

耕作放棄地を再生して市民菜園を開設

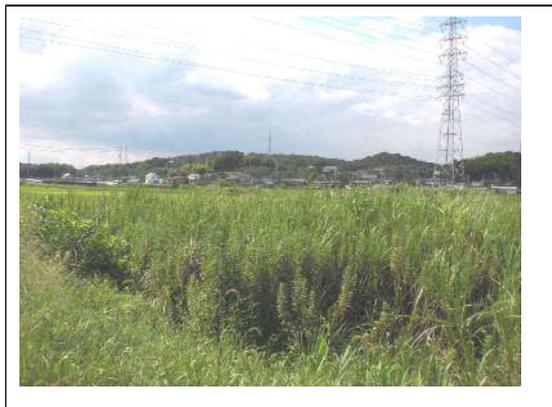
小牧市では毎年度、耕作放棄地の所有者に適正な管理をするよう文書で指導しており、平成 22 年度には今後の農地利用についての意向調査も併せて実施しました。

平成 24 年度には耕作放棄地を再生して市民菜園を整備しました。

場所は、市内の耕作放棄地 13ha の中から、意向調査の回答や現地の状況を踏まえ、4 筆 18a を選定しました。工事は、周辺の田の用排水に影響のない冬を待って行うことにしました。

現地は 2m 以上の丈の葦が茂り、木質化した雑草もあり、抜根や客土も必要でした。また、水道はなく用水もパイプライン化されていないため、雨水を貯めるタンクを設置しました。農機具収納庫や、炎天下で休憩するための日よけも設置しました。

再生作業と施設整備の費用には、県協議会から耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の交付を受けることとし、事前に県と市で打ち合せ、工事内容ごとに交付対象となるもの、ならないものの仕分けを行いました。



再生前



再生後

市民菜園としては、平成 25 年 5 月から利用を開始しました。

「単に場所を貸すだけでは、初心者では耕作が続かず、耕作放棄地に戻ってしまう。また、地元農家や市民菜園利用者同士の関係もうまく築く必要がある。」との思いから、管理運営は市内の NPO 法人に委託し、栽培指導やイベントも実施することにしました。

「雑草の根や種が残っている。」「土が痩せている。」「夏場は雨水タンクがすぐに空になる。」

「駐車場がない。」等々、不便も多い市民菜園ですが、利用者の方々と NPO 法人は協力して色々工夫し、皆さん、四季折々の作物づくりを楽しんでいます。

9 月末には収穫祭を開催し、利用者の家族も含め、多くの方々が参加されました。



市民菜園を開設

いよいよ運転開始！福田川河口第2排水機場

福田川は尾張平野の西部を縦貫し、流域農地の基幹水路として古くからかんがい排水に利用され、河口部には各種事業により排水ポンプの増強が図られてきました。

しかし、昭和30年代後半から地盤沈下が進行し、既存の排水ポンプでは能力不足となり、度重なるたん水被害が発生する状況となったため、地盤沈下対策事業（福田川地区）として排水機場を整備してきました。平成13年度に完成した福田川河口排水機場につづき、福田川河口第2排水機場（名古屋市港区）も運転可能となり、去る平成26年4月17日には起動式も執り行われました。

これにより計画した口径2.6mの排水ポンプ6台全てによる排水（総排水量90m³/s）が可能となりました。

排水ポンプの運転により、流域の農地や周辺集落を洪水から守ります。



洪水にそなえる排水機場

雨水を安全に流す

近年、都市化が急速に進んだことによる雨水の流出量増大や、経年変化に伴う排水施設の機能低下等により、農地及び宅地・道路等において、しばしば排水不良が起き、たん水被害が生じています。このため、農業経営の安定化等を図るとともに、近年多発する集中豪雨などの自然災害から農地や周辺集落を守るため、用排水路や排水機場などの農業用施設の整備を行っています。

平成23年度から平成25年度までの3年間に、3地区の排水路などの整備が完了したことにより、その流域（224ha）における排水不良が改善されました。



整備前の排水路



新たに整備した排水路

⑥ GAP手法（農業生産工程管理手法）の導入促進

ナス協議会でガイドラインを満たしたGAP手法を導入

J A愛知西なす協議会は、平成21年作から全員にチェックシートを配布し、GAP手法に取り組んでいます。しかし、記帳作業が繁雑であることやチェックシートの提出時期が栽培日誌の提出時期と異なることなどから、年々回収率が低下（約60%）するなど改善が必要となっていました。



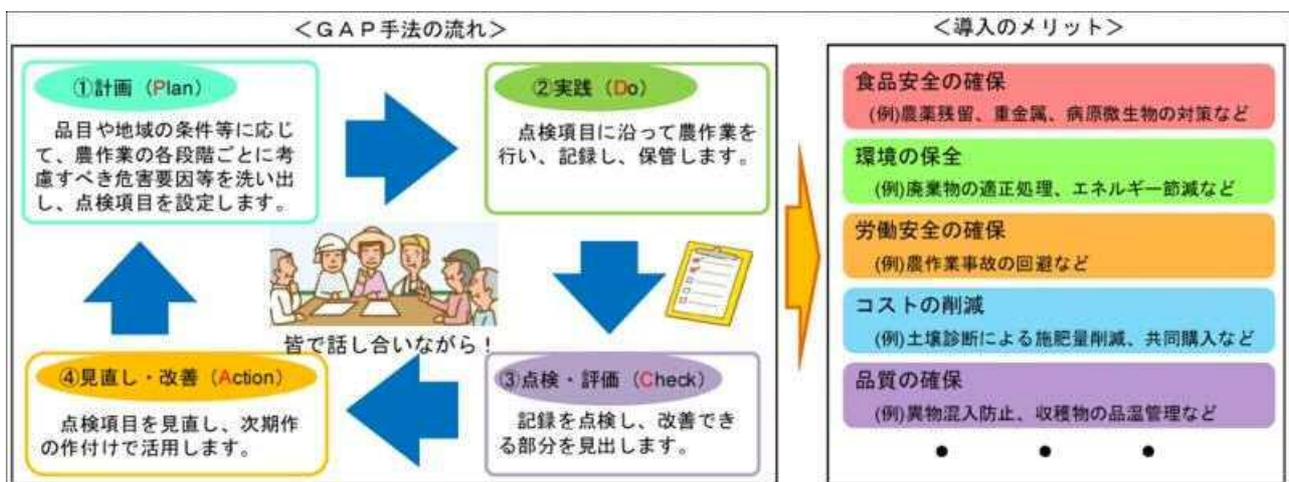
GAPチェックシート記帳の様子

そこで農業改良普及課では、ガイドラインに則した内容のGAP手法の導入と回収方法の見直しを提案し、若手生産者と検討を行いました。チェック項目は、「出荷用トラックには幌（ほろ）、シートをかけている」等の3項目の追加と4項目の修正を行いました。また、記帳作業の軽減のため、月1回チェックシートと栽培終了時チェックシートの構成に変更しました。回収方法は、栽培日誌と同時に2か月ごとの提出に改正しました。

改正したチェックシートは平成25年作から記帳が開始され、回収率も80%以上に向上しています。

平成26年度は、会員が取り組みにくい項目の洗い出しと改善方法の検討を重点課題に取り上げ、支援していく計画です。

平成26年度は、会員が取り組みにくい項目の洗い出しと改善方法の検討を重点課題に取り上げ、支援していく計画です。



東海農政局のホームページから転載

⑦ JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

消費者の食品表示への信頼確保のために

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

このため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づく表示が正しく行われているかを、農政課職員等が298か所の食品小売店に出向き調査しました。調査店舗のうち、適正または概ね適正に表示されていた割合は、名称表示で97%、原産地表示で95%との結果でした。また、確認された名称や原産地の表示欠落等については、適正な表示となるよう改善指導を行いました。

区分	調査店舗数	適正な表示	概ね適正な表示	表示の欠落が目立つ または大部分が欠落等
名称表示	649店舗	519店舗(80%)	108店舗(17%)	22店舗(3%)
原産地表示		419店舗(64%)	199店舗(31%)	31店舗(5%)

注1 調査店舗数は、複数の生鮮食品（野菜、果物、水産物、卵類、肉類、米穀）を調査する場合がありますので、実調査店舗数(298か所)より多くなっています(例：2か所で3食品ずつ調査した場合の調査店舗数は6店舗)

今後も継続して監視活動を実施し、適切な食品表示の実施を推進していきます。

適正な食品表示について学びました

平成24年度に作成した尾張版食品表示事例集(産直版)を活用し、産地直売所の管理者や職員、直売所に出荷する農業者を対象に、2JAで3回、道の駅で1回、それぞれ食品表示研修会を開催しました。

研修会では、これまでの食品表示調査で確認された不適正な事例を交えながら、直売所に出荷される主な生鮮食品と加工食品の具体的な表示例を説明しました。さらに、研修会参加者に対して演習問題を出題し、適正な表示方法についての理解を深めました。

農政課では、消費者に信頼される直売所となるよう、今後も継続して研修会を開催していきます。



食品表示研修会の様子



産地直売所の風景